



更生保護事業へのご協力を

更生保護法人 島根保護観察協会

理事長 古瀬 誠

昨年五月更生保護法人島根保護観察協会の理事長に就任いたしました古瀬誠でございます。平素より雲南地区の皆様方には、当協会に格別なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、更生保護法人島根保護観察協会は、更生保護事業法に掲げられた「犯罪をした者及び非行のある者が、善良な社会の一員として改善・更生することを助け、もつて個人及び公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として、島根県の保護司の方々をはじめ民間が行う更生保護活動に、物心両面の協力・助成を行う公益法人で法務大臣の認可を受けて設立されており、つぎのような事業を行っています。

一、犯罪や非行に陥った人たちが、健全な社会人として自立・更生するため、とりあえず必要な身の回りの準備、あるいは旅費等の援助を行っています。(二時保護事業)

二、更生保護関係者の研鑽と関係機関などの更生保護に関する理解を得るために各種資料を作成し、配布及び情報提供を行っています。(機関紙「更生保護島根」)

三、犯罪や非行予防のため、世論の啓発及び資料の作成配布を行っています。(社会を明るくする運動への参画)

四、更生保護施設、保護司会(県下約五〇〇名)、更生保護女性連盟(県下約二、九〇〇名)、BBS会員(県下約三〇名)、協力雇用主会(県下約二〇〇名)に対し、活動資金の助成を行っています。

こうした更生保護事業には多くの事業資金を必要とします。この資金のほとんどが会員による会費や協会役員、篤志家の方によるご寄付で賄われています。皆様方のご協力をお願い申し上げますとともに雲南地区の更生保護事業の益々の充実と発展をお祈り申し上げます。

表紙の写真

「永井隆記念館」

長崎原爆で被爆し原子病と戦いながら医師として使命を果たした。雲南市三刀屋町に博士を顕彰した記念館が昭和四十五年に建設された。

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に御協力を

—第64回運動の推進に当たって—

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

この運動は、昭和24年、戦後の荒廃した社会の中にあって大きな社会問題となっていた少年の非行に心を痛め、更生保護制度の思想に共鳴した地域住民の有志によって開催された銀座フェアに始まったものであり、地域住民によって自発的に生まれた活動が原点となっています。

犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の実現は多くの国民の願いです。そうした願いを叶え、「世界一安全な日本」を創造するためには、あやまちから立ち直ろうとする人たちが、地域の中に適切な「住居」と「就労」などの生活基盤を確保することができるよう、社会復帰を支援することが重要です。これには、それぞれの地域に住んでおられる方々自身の、地域に対する思いと積極的な参加、まさしく「地域のチカラ」が不可欠となります。

本運動は、本年で64回目を迎えることとなりました。今回も皆様方を始め、多くの方々の積極的な参加を得て、地域に根ざした活動を更に推進していきたいと考えております。

地方公共団体を代表される皆様方におかれましては、“社会を明るくする運動”の社会的意義を改めて御理解いただき、創意や工夫に溢れた諸活動がより多くの地域住民の方々の理解と参加を得て活発に行われますよう、御支援と御協力をお願いいたします。

平成26年7月1日

“社会を明るくする運動”
中央推進委員会委員長
法務大臣

谷垣禎一



犯罪や非行は、非難され
 るべきものです。でも、犯
 罪や非行をした人を、白眼
 視しないで、更生のため必
 要な範囲で支え、助けるこ
 とにより再犯を防止する、
 これが私たちの願いです。



更生保護法人 島根保護観察協会定款 (抜粋)

目的と事業

(目的)

第3条 この法人は、島根県内における更生保護に関する事業の充実発展に寄与するとともに、更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対し、その自立更生に必要な保護を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の連絡助成事業及び一時保護事業を営む。

- (1) 更生保護事業を営む者に対する連絡、調整又は助成
- (2) 保護司活動に対する連絡、調整又は助成
- (3) 更生保護に関する民間協力組織に対する連絡、調整又は助成
- (4) 犯罪予防を図るための世論の啓発その他の活動
- (5) 更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者に対する金品の給与
- (6) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

(会員)

第40条 この法人に会員を置くことができる。

2 会員は、本会の目的に賛同する個人又は団体をもって構成し、理事長の承認を得る。

3 会員は、これを分けて次の5種とする。

| | | | |
|------|------------------|------|------------------|
| 普通会員 | 年額1,000円以上を拠出する者 | 協力会員 | 年額3,000円以上を拠出する者 |
| 賛助会員 | 年額5,000円以上を拠出する者 | 特別会員 | 年額1万円以上を拠出する者 |
| 名誉会員 | 年額10万円以上を拠出する者 | | |

4 会員は、毎年度、事業計画、収支予算、事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

※ この主旨に基づいて保護司がご家庭を伺いました際には、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

主唱/法務省 ©

つぐなう、とは何か。

その間いと向きあいながら

ともに生きていく。

あやまちの「そのあと」にこそ。

社会の支えが必要です。



おかえり。

更生保護法人 全国保護司連盟 更生保護法人 日本更生保護協会

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

おかえり 更生保護 検英

第64回

社会を明るくする運動

編集後記

毎年七月は全国一斉の「社会を明るくする運動」月間、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラが運動の要です。みんなの力を寄せ合って共に明るく住みよい社会づくりを目指します。
住民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

編集委員 三木弘道、高橋平治、松田 勉、

山本勝昭、須山哲好、駿馬重弘、

石飛由美子



法務大臣メッセージを速水雄一雲南市長に渡す雲南地区保護司会会長 三木弘道

法務大臣メッセージ伝達式(雲南市役所)